

○高圧ガス第一種製造者(一般事業所用)『保安教育計画』の基準

《高圧ガス保安協会》

〔項目のみ記載〕

第1章 総則

- 1 目的
- 2 用語の定義
 - ① 規則、規定類等
 - ② 協力会社
 - ③ 教育実施責任者及び教育訓練指導者
- 3 保安教育計画の位置付け等
 - ① 保安教育計画の位置付け
 - ② 危害予防規程との関連

全文の参照をご希望される方は、下記へ
お問合せください。

高圧ガス保安協会（高圧部）
東京都港区虎ノ門 4-3-13
神谷町セントラルプレイス
電話 03-3436-6103

第2章 教育体制

- 1 教育実施責任者及び教育訓練指導者の選任
- 2 教育実施責任者及び教育訓練指導者の職務
- 3 教育対象者
 - ① 事業所の教育対象者の区分
 - ② 協力会社の教育対象者の区分
- 4 教育訓練の実施計画
- 5 教育訓練の推進
- 6 教育訓練の記録及び評価
- 7 免状及び提案
 - ① 高圧ガス製造保安責任者免状等及び各種の資格
 - ② 改善提案等

第3章 教育の資料等

- 1 資料
- 2 テキスト

第4章 教育の方法及び時期

- 1 社内教育
 - ① 職場内教育
 - ② 職場外教育

- 2 社外教育
- 3 機会教育

第5章 高圧ガスの種類ごとの教育

- 1 可燃性ガス
- 2 支燃性ガス
- 3 毒性ガス
- 4 特殊高圧ガス等
- 5 不活性ガス

第6章 対象者別の教育内容

- ・全従業者には、保安意識の高揚
 - ・保安係員を指揮する者及び保安係員には、保安に関する学識及び技術の教育、また、保安係員には「仕事の教え方」
 - ・現場従業者及び未経験の現場従業者には、保安に関する技術技能の教育訓練及び体得
- 1 保安係員を指揮する者の教育訓練
 - ① 保安意識の高揚
 - ② 法規及び規定類の体系
 - ③ 製造又は取り扱う高圧ガスに関する技術
 - ④ 事故・災害時に対する教育訓練
 - ⑤ 他の事業所における高圧ガスの保安に関する情報
 - ⑥ その他必要事項
 - 2 保安係員の教育訓練
 - ① 保安意識の高揚
 - ② 法規及び規定類
 - ③ 製造又は取り扱う高圧ガスの性質
 - ④ 当該施設における運転、操作等の保安技術
 - ⑤ 当該施設における製造設備の保安技術
 - ⑥ 異常状態に対する教育訓練
 - ⑦ 関連事業所における高圧ガスの保安技術の概要
 - ⑧ 仕事の教え方等
 - ⑨ その他必要事項
 - 3 現場従業者の教育訓練
 - ① 保安意識の高揚
 - ② 法規及び規定類
 - ③ 当該作業場における製造又は取り扱う高圧ガスの性質
 - ④ 当該作業場における運転、操作等の保安技術

- ⑤ 当該作業場における製造設備の保安技術
- ⑥ 異常状態に対する教育訓練
- ⑦ 安全に関する一般的規律
- ⑧ その他必要事項
- 4 未経験の現場従業員の教育訓練
- 5 防災関係者の教育訓練
 - ① 社内防災教育訓練
 - ② 関係事業所防災教育訓練

第7章 協力会社従業員の教育訓練

第8章 保安教育計画の制定及び変更

- 1 作成、制定及び変更の方法
- 2 経過の記録